別添案３－①

社会課題の解決に向けた企業連携型開発支援事業

受託業者選定審査会設置要綱

（目　的）

1. 社会課題の解決に向けた企業連携型開発支援事業の受託事業者を選定するにあたり、公平性、透明性及び競争性を確保し、適切な執行を図るため、受託業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所管事務）

第２条　審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

　（１）受託希望者から提出のあった企画提案書に対する評価の実施

　（２）前各号に掲げる事項に関連する事項の審査

（組　織）

第３条　審査会は委員長１名、副委員長１名、委員若干名をもって組織する。

　２　委員長は埼玉県産業振興公社新産業振興部長、副委員長は埼玉県産業労働部先端産業課長をもって充てる。

　３　委員は次のとおりとする。

（１）埼玉県産業振興公社新産業振興部長

（２）埼玉県産業労働部先端産業課長

（３）新産業振興部　先端産業振興グループ　グループリーダー

４　委員長が必要と認めた時は、その他有識者等を委員とすることができる。

５　委員長は会務を総理する。

６　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

７　審査事務局を新産業振興部先端産業振興グループに置く。

（審　査）

第４条　審査会は提出された企画提案書について審査を行い、評価を実施する。

２　審査会は必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（招　集）

第５条　審査会は必要の都度、委員長が招集する。

（委　任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附　則

　この要綱は、令和３年8月　　日から施行する。